

No.163 2023.10.31(令和5年)

にしあいつ協議会だより



目次 9月定例会報告 2P 一般質問 6P 管内行政視察 14P 議会の動き 18P

令和5年9月議会定例会

9月議会定例会は9月8日～15日まで行われ、町から提出された議案全16件について、すべて原案の通り可決いたしました。また一般質問では7名が登壇し、町の考えや対応を問いました。

令和4年度決算を認定 一般会計及び特別会計における歳出総額は 90億7,134万9千円

令和4年度一般会計の歳入は、普通交付税が4.6%の増、特別交付税が0.7%の減となり、全体では3.8%の増となりました。歳出では前年度より5.8%の減となりました。

このような 質疑を経て 令和4年度 決算を認定

猪俣 常三 議員

問 計画されてきた町の事業について予定通り実行されたか。

総務課長 災害復旧事業を除くとおおむね計画通り実行されていると認識している。

問 翌年に繰り越す事業の要因は。

総務課長 農業施設災害復旧事業の繰り越しが大きな要因である。

問 財政構造の弾力性をどのように分析されているか。

総務課長 普通交付税の動向を注視するとともに、人件費・交際費・喜多方地方広域の負担金の経常経費は高止まりになると想定される。必要な行政需要を的確に判断していく。

武藤 道廣 議員

問 令和4年度のコロナ関係の交付金総額は。

企画情報課長 令和4年度は交付金として1億8,728万8千円に町の財源283万3千円を合計すると1億9,012万1千円の事業を実施した。

問 コロナの交付金が終了されるなかで、継続を必要とする事業はあるのか。

企画情報課長 コロナ対策交付金については令和4年度の時点で使い道が限定されていた。さらに令和5年度の予算はアフターコロナで交付金がないことを想定し計上した。継続が必要な事業については、他の補助金制度の活用や町単独予算で対応していく。

秦 貞継 議員

問 指定管理料の前年対比増減及び指定管理先の件数の増減は。

総務課長 令和4年度の指定管理料は総額約3億9,200万円で、増減は1,470万円ほどの減。指定管理先件数においては変わっていない。

一般会計決算質疑

国際芸術村

秦 貞継 議員

問 歳出削減に向けて国際芸術村指定管理委託先の自主財源確保対策は。

商工観光課長 イベントやワークショップを積極的に開催し、来館者数の増を図っている。参加費等を徴収して事業収入増に努めている。

ふるさと応援寄附金

秦 貞継 議員

問 歳出の内訳の詳細は。前年対比での増減は。

町民税務課長 返礼品などで約5,454万5千円。委託料で2,322万9千円。役務費で2,206万4千円。借り上げ料1,518万円などである。前年度と比較し約1,543万7千円の増額となった。

山村活性化対策事業

秦 貞継 議員

問 各課における本事業の成果品等は。

町民税務課長 オリジナル製品開発の委託先は一般社団法人BOOTである。累積事業費は約1,345万7千円である。レトルトのチャーハン、シュウマイ、小籠包、ラーメンの開発支援をし、試作品を作成し、広く関係者に提供し試食会を行った。開発支援をした事業者が自ら製造販売し、ふるさと納税の返礼品にも商品にも載せられる状態になっている。

農林振興課長 商品開発業務委託を町振興公社に委託し、米粉クッキー、ラスク、調理パン、サターアンダギー、プリン、シフォンケーキ、から揚げ、揚げパンの試作をした。雪室貯蔵米の米袋の制作も行った。

地域学校協働活動事業

秦 貞継 議員

問 町内外への情報発信はどのように行ってきたのか。

学校教育課長 様々な活動について、町のケーブルテレビや広報誌にて情報発信している。町のホームページでも発信している。令和5年度については教育ポータルサイトで教育委員会や各小中学校での取り組みを発信している。

工業団地造成事業特別会計歳出決算質疑

猪俣 常三 議員

問 土地の分譲にあたり、町はどのような対応を行ってきたか。

商工観光課長 町単独でのPRは難しい。県と連携しながらPRを行い、県に問い合わせのあった事業者を市町村に繋いでいただいている。分譲に興味を示した事業者に対応してきた。

水道事業会計剰余金の処分及び認定の質疑

三留 正義 議員

問 簡易水道の企業債の動きと中身は。

建設水道課長 起債は老朽管更新工事に充てている。老朽管更新の進捗度合いで上下する。

令和5年度一般会計補正予算第6次 3億4,434万3千円の追加補正

今次補正の主な内容は、歳入においては普通交付税や前年度繰越金の決定に伴い増額計上したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、6月下旬の豪雨災害の復旧にかかる県支出金を追加計上しました。歳出では豪雨災害復旧費、生産資材等高騰緊急対策事業補助金などを予算計上しました。

〈 補正予算に対する主な質疑及び議長発議 〉

地域活性化起業人派遣負担金

荒海 正人 議員

問 観光施設に対する指導助言を行うということだが詳細を伺う。

商工観光課長 町内観光施設の持続的運営に向けた指導改善助言。内訳として町内観光施設指定管理者等の運営組織体制への指導、観光マーケティング戦略への指導、地域資源を活用したマーチャンダイジング（商品計画・商品化計画）への指導助言、観光コンテンツの拡充に向けた新規事業の指導助言となっており、これらの内容について派遣企業と協定を交わし企業人材を派遣していただく。3年間は活用したい。

定住企業支援事業補助金

秦 貞継 議員

問 審査は町が行うのか。また、起業形態はどのようなものか。

商工観光課長 町担当課、町の創業アドバイザー、町内金融機関から審査員を委嘱し審査は町が行う。起業の形態は町内で革細工を行っている地域おこし協力隊員が店舗を構えるための経費である。

農業公社設立支援専門員報酬

仲川 久人 議員

問 専門員はどのような業務を行うのか。

農林振興課長 本年4月から採用し農業公社の設立準備にあたっている。県の職員を定年退職した方で農業専門知識を有しており、農業公社が取り組む園芸作物の品目の調査、あるいはその園芸作物の将来にわたっての経営の収支を中心に調査を行い、農業公社の円滑な事業実施に向けた業務を行っている。

議長発議による

議会活性化特別委員会の設置

議会基本条例を施行してから10年が経過したことから評価検証を行うとともに、議会基本条例の目的を果たすため議会改革と議会活性化に向けた調査を鋭意進めるために特別委員会を設置しました。議長を除く定数議員11名により構成されます。

議会活性化特別委員会委員長

秦 貞継 議員

議会活性化特別委員会副委員長

長谷川 正 議員

臨時議会報告

令和5年度一般会計補正予算第5次 930万円の追加補正

今次補正の主な内容は、温泉健康保養センターの温泉の源泉について、早急に修繕をする必要が生じたことからその改修に要する経費を計上したものの。

9月議会定例会 審議議案と結果

上程議案・概要	結果
令和4年度決算の認定	
一般会計決算【歳入】97億6,320万9千円【歳出】90億7,134万9千円	可決
工業団地造成事業特別会計決算【歳入】6万1千円【歳出】0円	可決
住宅団地造成事業特別会計決算【歳入】801万2千円【歳出】171万9千円	可決
後期高齢者医療特別会計決算【歳入】1億25万5千円【歳出】1億17万8千円	可決
国民健康保険特別会計決算 事業勘定【歳入】7億7,812万7千円【歳出】7億6,566万1千円 診療施設勘定【歳入】3億8,610万7千円【歳出】3億6,735万7千円	可決
介護保険特別会計決算【歳入】12億6,426万7千円【歳出】12億1,885万7千円	可決
水道事業会計決算 【収益的収入】2億5,502万9,016円【収益的支出】2億5,519万7,000円 【資本的収入】1億2,140万4,000円【資本的支出】2億3,430万8,271円	認定及び可決
下水道事業会計予算 【収益的収入】3億4,773万7,489円【収益的支出】3億3,745万5,938円 【資本的収入】1億2,524万2,000円【資本的支出】2億1,263万0,418円	認定及び可決
令和5年度補正予算	
一般会計補正予算（第6次）3億4,434万3千円の増額	可決
国民健康保険特別会計補正予算（第1次） 事業勘定1,923万7千円の増額 診療施設勘定575万円の増額	可決
介護保険特別会計補正予算（第1次）4,540万9千円の増額	可決
西会津町水道事業会計補正予算（第1次）資本的支出184万5千円増額	可決
西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）資本的収入20万円減額 資本的支出150万円増額	可決
その他	
特別功労表彰の決定につき同意を求めることについて 多賀 剛さん（9町内）	同意
教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 佐藤 恵子さん（上野尻）	同意
教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 伊藤 博子さん（呼賀）	同意

一般質問

町政を問う

ここが聞きたい 7人が登壇

一般質問各ページは、質問した議員本人の責任のもと、構成と執筆をお願いしております。

- 猪俣常三議員（7ページ）
 - ①空き家利活用事業について
 - ②有害鳥獣対策の強化について
 - ③子育てコミュニティ施設「キッズランド芝草」の運用について
- 三留正義議員（8ページ）
 - ①農業政策について
- 青木照夫議員（9ページ）
 - ①空き家対策について
- 秦貞継議員（10ページ）
 - ①西会津町の教育について
- 小林雅弘議員（11ページ）
 - ①熱中症対策について
- 上野恵美子議員（12ページ）
 - ①子どもの食について
 - ②子ども課の創設について
- 紫藤眞理子議員（13ページ）
 - ①男女共同参画について
 - ②子育て支援について

※掲載ページは抽選による。

※掲載記事は2項目まで。



一般質問は9月11日から12日までの2日間で行い、議員7人が登壇して、町政の課題などを問いただしました。

質問順序

- ・紫藤 眞理子議員
- ・上野 恵美子議員
- ・小林 雅弘議員
- ・三留 正義議員
- ・猪俣 常三議員
- ・青木 照夫議員
- ・秦 貞継 議員

一般質問とは

一般質問とは、議員が町の事務の執行状況や将来の方向性について報告や説明を求め、町民のための適切な行政運営が進められているかをチェックするものです。

事前の通告に基づき質問

質問者は、議長の許可を得て事前に執行者に通告した内容に沿って質問することができます。

1時間以内なら何度も質問可能

論点及び争点を明確にし、議論が深まるよう一問一答方式を採用しており、答弁を含めて1時間の時間内であれば何回でも質問することができます。

空き家利活用

問 事業の進捗状況は

答 空き家物件の耐震性などの調査を実施

問 空き家利活用事業の進捗状況は。

答 商工観光課長

令和5年度から新たに「空き家利活用事業」として、町が空き家を借り受け、最低限の改修を行った上で移住者に賃貸する制度を始めるなど、空き家の利活用促進を積極的に図っているところである。また、空き家に関する民間事業者の持つ専門的な知見や情報、ネットワークなど



猪俣 常三 議員

を活用するため、令和3年4月には「株式会社アドレス」と、令和5年には「一般社団法人全国古民家再生協会」及び「一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部」との連携協定を締結し、官民連携による空き家の発生抑制、利活用、適正管理などに取り組んでいる。事業の進捗状況について、現在、事業候補となる物件について耐震性などの調査を行ったところであり、その結果を踏まえて今後工事に着手する予定である。



今後、空き家の抑制をさらに進めるとともに、空き家を貴重な地域資源として、より一層の利活用を図ることにより、観光の振興や関係人口の増加、移住定住の促進に繋げ、将来にわたって持続可能なまちづくりが進められるよう鋭意取り組んでいく。

子育て施設運用

問 「キッズランド芝草」の月～金曜日も運用を

答 平日の開所については予定していない

問 月～金曜日も運用できれば「子どもの遊び場」の確保できて、子ども及び保護者においても安心して考えると考えるが、町の考えは。

答 福祉介護課長

平日の開所について、就学前のほとんどのお子さんが、こども園に入園しており、平日の日中は、園で過ごしている。また、毎週水曜日に入園前のお子さんのいる方や妊婦さんが交流する場として、こども園内の子育て支援センターにおいて、子育て広場「おいで」を開催し、



このようなことから現在の所、「キッズランド芝草」の平日の開所については予定していないが、次期子ども・子育て支援事業計画策定のために令和5年度実施するニーズ調査などにおいて、子育て世代の要望や意見を把握していく。

農業政策

問 「地域計画」とは

答 「人・農地プラン」が制度改革



三留 正義 議員

問

令和5年4月1日
日から農業経営

基盤促進法が改正され「人・農地プラン」から「地域計画」に変わるのとこのことであるが、その趣旨や経緯、そして具体的な内容について伺う。

答

農林振興課長

これまでの「人・

農地プラン」は、集落を単位とした地域において、その地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積、集約していくのかなどについて話し合いを行い地域における農業の在り方についての計画を平成24年度に制度化され、町内ではこれまで13地区で策定されているところである。

しかし、全国的に農業者の減少や高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、将来の農地利用について、人・農地プランを更に具体的

な計画とする必要性が高まったことから、農地の集約化に重点を置いた地域計画の策定が法律に位置付けられたところである。

「地域計画」ではこれまでの人農地プラン同様、地域での話し合いにより、10年後の地域農業の在り方や、守るべき農地を計画により明確化しそれを実現するために地域内外から担い手の確保し、農地中間管理機構を活用した積極的な農地の集約化を進めていくことを目的としている。

「目標地図」を作成することになっており、将来の担い手を農地一筆ごとに地図に落とし込むものである。

農業上利用される農地などの地域全域、つまり農用地がある全集落において、令和7年3月までに地域計画の策定が必要となったと

ころである。

町では、本年5月に町の地域計画策定に向けて「町地域計画策定方針」を定めたところである。

なお、策定地域の設定にあたっては、今後さらに農業者の減少や高齢化などにより、担い手不在の集落が予想されることから、集落単位または複数の集落をまとめるなど、集落の実情と地域における関係者の合意形成ができる区域編成となるように、中山間地域等直接支払い交付金制度や多面的機能支払交付金制度などの活動区域を考慮するとともに、今後見直し時期を迎える農業振興地域整備計画を考慮し地域計画策定の協議を行っていく。



問 町が改装した空き家を賃貸する条件は

答 入居条件は「移住者」

問 令和5年度町移住者に賃貸して一軒分が計画されている町内では空き家が入居者の対象者条件は。

令和5年度町移住者に賃貸して一軒分が計画されている町内では空き家が入居者の対象者条件は。野本地区2棟、群岡地区4棟新郷地区1棟、奥川地区7棟。

答 商工観光課長

入居者条件は「移住者」とし、本年は野沢地区を計画している。

問 首都圏には空き家や古民家を利用するシニアやターナー者がいる受け入れ対策は

首都圏には空き家や古民家を利用するシニアやターナー者がいる受け入れ対策は。空き家及び特定家屋が地区ごとに何件あるのか。

答 商工観光課長

第二の人生を地

令和5年4月現在、空き家総数661棟、野沢地区164棟、尾野本地区92棟、群岡地区164棟、新郷63棟、奥川地区178棟。



青木 照夫 議員

特定空き家の総数18棟、野沢地区4棟、尾

西会津町空き家等適正管理解体事業補助金

町では、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、安全・安心な生活環境を確保するため、長年活用されないまま老朽化した危険な空き家の解体費用の一部を補助します。

最大100万円

対象 空き家	以下の全てを満たす空き家 ① 居住のために使用されていた建物 ② 現に危険な状態にある(又はその恐れがある)と町が認める建物 ③ 国が定める住宅の不良度の測定基準の得点が100点以上の建物 ④ 個人が所有する建物 ⑤ 所有権以外の権利が設定されていない建物
対象者	以下の全てを満たす方 ① 空き家の所有者、相続人、又は敷地の所有者 ② 本町の町税の滞納がない方 ③ 暴力団員等でない方
対象 工事	空き家を解体し、敷地を更地にする工事 ※ 補助金の交付決定後に着手するものに限る ※ 町内に事業所を有する解体事業者が施工する工事に限る ※ 他の補助金等の交付を受けていないこと
補助額	補助金上限100万円 年間予定数5棟 ※ 解体工事費の80%(解体工事費が125万円以上の場合は補助額は100万円) ※ 住宅内の残置物の処分及び住宅に付属する物置等の解体費用は対象外 ※ 年間予定数を超える希望がある場合は危険度に応じて優先順位を付け、翌年度以降に持ち越しとなる場合があります

**補助金の交付を受けるには事前申請が必要です。
詳しくは、お問い合わせください。**

西会津町役場 町民税課 町民生活係 電話 0241-45-2215
〒969-4495 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308



西会津町の教育



秦 貞継 議員

問 本町の目指す教育は

答 心豊かに健やかでやり抜く力を育む「共育」

将来を担う子ども達に対する教育は大変重要と考える。学習はもちろんのこと、最近是非認知能力を身につけることや、地域愛の醸成、道徳教育も重要と言われており、本町の特色を活かした教育を更に発展させることは、町の魅力につながると考える。本町の教育方針について伺う。

問

本町が目指す教育方針と、育てたい子ども像はどのようなものか。

答

心豊かに健やかでやり抜く力を育む「共育」である。

問

変化の激しい時代を生き抜くため、教育上重要な部分をどのようにとらえているか。

答

次世代を担う子供達には、学力・体力はもとより、豊かな情

操や規範意識、社会性などを育む「道徳教育の充実、意欲、協調性、コミュニケーション能力、創造性、忍耐力、集中力、判断力、自尊心やり抜く力などの「非認知能力」の育成が重要ととらえている。

問

保護者への対応や、子育てに対する理解・協力を得られる取り組みは行われているか。

答

本年4月に開催された小中学校のPTA総会においてそれぞれ、教育長が町の取り組みについて説明した。また、あらゆる機会をとらえて、保護者や町民の皆様へ、町及び学校の教育活動や子育てについて情報発信に努めている。

問

幼少期における成長過程の重要性をどのようにとらえているか。

答

生きる力の基礎を培う大変重要な時期である。家庭、地域、こども園、小中学校の連携を強めながら、愛情をもって子どもたちを育てる取り組みを進めている。

問

社会が求める人材について調査しているか。

答

特に調査はしていないが、「コミュニケーション能力、積極性、協調性、向上心、自立心、柔軟性、課題解決能力、専門的な知識・能力等が求められる」と認識している。

問

町内の人材や環境(施設)など、町の特徴を活かした教育は行われているか。

答

地域学校協働活動事業では、学校の要望にに応じて、授業での

おとめゆりの群生地見学や歴史・史跡巡り。出ヶ原和紙作りによる卒業証書の作成、アントレプレナーシップ教育などで地域人材に講師や支援者として参画してもらっている。



問 住民税非課税高齢者世帯のエアコン購入に補助を

答 近隣自治体をみて検討を続ける

問 地球温暖化対策として町はどのように取り組んでいるのか。

答 町としては、西

会津町地球温暖化対策実行計画の事務事業編及び区域施策編を策定し、2030年度までに温室効果ガスを40%削減する目標を掲げ、町・町内事業所・町民それぞれが温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。

問 国の「熱中症対策実行計画」の中でもエアコンの利用が重要であることが指摘されている。住民税非課税高齢者世帯のエアコン購入への助成制度をつくるべきと考え

答 国の「熱中症対策実行計画」の中でもエアコンの利用が重要であることが指摘されている。住民税非課税高齢者世帯のエアコン購入への助成制度をつくるべきと考え

問 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

答 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

問 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

答 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

問 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

答 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

問 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

答 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

問 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

答 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

問 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

答 国の「熱中症対策実行計画」の中でも断熱リフォームの推進が述べられている。断熱工事に補助をする必要があると考え

問 町としては、熱中症対策として断熱工事に對する補助は現在のところ考えていない。国・県の制度を注視していく。

答 町としては、熱中症対策として断熱工事に對する補助は現在のところ考えていない。国・県の制度を注視していく。

問 屋内での熱中症の死亡者のうち、9割はエアコンを使用していなかった。少しでも電気代の心配なくエアコンをえるように「福祉電気」の実現を。

答 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

問 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

答 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

問 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

答 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

問 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

答 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

問 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

答 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

問 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

答 町独自の電気代助成の実施については、国が料金の抑制策を実施しているため、国の動向を注視していく。

問 極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

答 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

問 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

答 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

問 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

答 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

問 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

答 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

問 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

答 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

問 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

答 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

問 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。

答 町としては、極端な高温時に暑さを避けるための場所「指定暑熱避難施設」の設置を。また、公園などにミストなどの設置を。





上野恵美子 議員

子ども課創設

問 子どもに特化した「子ども課」の創設は

答 必要性があるかどうか検討する

問

2023年4月
「子ども家庭庁」

が発足した。これまで
別々の省庁で行われて
きた子どもの政策の司
令塔機能を一体化する
ことにより、子どもの
年齢や組織による縦割
りの壁をなくし、切れ
目のない包括的な支援
を行い、誰ひとり取り
残さず健やかな成長を
社会全体で後押しする
ものである。西会津町
では、こども園は福祉
介護課、小学校以上は
学校教育課と管轄が分
かれていますが、子ども
に特化した課の創設へ
の考えは。

答

町長

こども園と小中
学校との事業連携や協
働活動、情報交換を緊
密に行うため、福祉介
護課には幼児教育・保
育アドバイザーを、学
校教育課には学校教育
アドバイザーを配置し
幼保小の連携事業に取

り組んでいる。また、
福祉介護課や健康増進
課などの関係課が連携
して子育て支援施策に
支障なく取り組んでい
るので、子どもに特化
した課の創設について
は現在のところは考え
てない。

問

様々な課題を抱
える親子が増え
ている中で保育・教育
の質の向上を図るため
には福祉と教育の一体
化が必要である。子ど
もに特化した課を創設
し、その体制を構築す
べきではないか。

答

町長

子ども・子育て
支援施策に現在のところ
支障なく取り組んで
いると考えているが、
子どもに特化した課の
必要性があるかどうか
は検討の余地がある

子どもの食

問

朝食の欠食をなくすための対策は

答

朝食の重要性に関する情報を提供している

問

朝食摂取率は。

答

健康増進課長

令和5年6月実

施のアンケートによる
と、こども園の幼児
98.9%、小学生98.
4%、中学生97.7%
である。うち、こども
園は保護者へのアン
ケートの結果である
が、回答率は82.8%
で20名の保護者が回答
していない。

問

朝食の欠食をな
くすことや栄養
バランスのいい食事を
摂取するための対策
は。

答

健康増進課長

子どもや保護者
に「食」に関する情報
を提供するとともに、

食育事業を行い幼少期
から多くの食体験を通
して学ぶ機会の提供に
取り組んでいる。



西会津町まちづくり基本条例

問 男女共同参画のこれまでの取り組みは

答 多くの女性参加を図り「まちづくり」を進めている

問 「西会津町まちづくり基本条例」に謳われている男女共同参画について、行政はこれまでどのような取り組みを行ってきたのか。

答 「男女が互いの人権を尊重し、まちづくりに共同で参画していく社会の実現」を指し令和2年度から令和7年度までを期間とする「西会津町男女共同参画計画」を策定し

町長 「男女が互いの人権を尊重し、まちづくりに共同で参画していく社会の実現」を指し令和2年度から令和7年度までを期間とする「西会津町男女共同参画計画」を策定し

た。福島県男女共生センター館長との意見交換会や町で活躍する女性達の座談会など、様々な機会の提供をしてきた。各種委員会にも多くの女性参加を図り「まちづくり」を進めている。

問 本庁の行政職員

のなかに女性管理職がいない状況をどのように考えているか。

答 町長 人事評価は業務達成度による業績評価、職員に求められる資質の能力評価、課長などの面談に鑑み行っている。希望昇任制度により、意欲ある職員を受け付けている。現在、係長相当職以上の女性職員は12名である。

達成度による業績評価、職員に求められる資質の能力評価、課長などの面談に鑑み行っている。希望昇任制度により、意欲ある職員を受け付けている。現在、係長相当職以上の女性職員は12名である。



紫藤眞理子 議員

一般質問



子育て支援

問 障がい児を持つ家庭への支援は

答 障がい特性に適した支援を行う

問 町の子どもで児童発達支援等福祉サービスを利用している施設の所在地を伺いたい。

答 福祉介護課長 現在の状況は児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスを利用されている方が9名である。主に会津若松市内の施設を利用している。

問 障がい児を持つ家庭の負担について、現状を行政はどう

答 福祉介護課長 定期通院や療育施設などへの通所のため仕事を休むなど苦労されている方や、子どもを取り巻く環境において障がい特性の理解や対応に悩む方もいることは認識している。町は障がい児支援で最も重要な「一人ひとりの子どもの発達段階と障がい特性に適した支援」が提供できるように取り組む。



総務常任委員会 管内行政調査報告

デジタル戦略の進捗と取り巻く環境の変化について

1. 調査内容

(1) デジタル戦略の見直し

西会津町デジタル戦略は、デジタル技術などを活用しながら、市民の利便性向上や行政サービスの向上などを図るために令和3年度より実施されている。

令和2年度に戦略の見直しが行われたことから変更や追加された点、見直しの工程について説明を受け、併せて各事業の進捗状況の確認をした。

(2) デジタル戦略を取り巻く環境

西会津町最高デジタル責任者（CDO）の藤井靖史氏より、戦略実施にあたっての考え

方や先進事例などデジタル戦略を取り巻く社会環境について説明を受けた。

2. まとめ

戦略の進捗は、令和2年度の見直しをしながら各種事業が進められており、進捗状況及び戦略の方向性は良好と思われる。デジタル技術の導入にあたって、現場や利用者の理解が得られない状況においては、技術を取り入れない選択も考え得る。そもそもデジタル技術を導入することが目的ではなく、



何を目指すのかという本質を見極めることが重要である。本町には、戦略の軸となる「町づくり基本条例」があることから、具体的に町民や利用者への効果などを見極めながら、戦略推進を図ることが重要である。

子育て支援等について

1. 調査内容

(1) 子ども・子育て支援計画事業計画の進捗

子ども・子育て支援計画は、平成27年に計画が策定され、これまで認定こども園の整備や子育て支援センターの設置などに取り組みしてきた。令和2年度より実施されている第二期計画の進捗や第三期計画策定に向けて取り組みについて説明を受けた。

(2) 後継者対策事業の進捗について

平成22年度から14年目となる事業である。これまで婚活イベントの実施や結婚祝金の支給などを実施してきたことから、事業の経緯や補助事業の内容、事業連携推進会議の進捗、今後の活動計画などについて説明を受けた。



いづから設立の経緯や活動内容について説明を受けた。

(3) ファミリー・サポート・センターの活動視察（会津若松市）

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員になり、地域で相互援助活動（有償）を行う仕組み。会津若松市で実施されている事業について市役所と委託先である特定非営利活動法人ファミリー・サポート・あ

(4) 子育て支援センター「木育広場 もくれん」の活動視察（会津若松市）

「木育広場 もくれん」は、木質玩具を集めた屋内遊び場であり、子育て支援センターも併設された施設。運営を担うNPO法人ロータスの山口巴理事長より設立経緯や運営について説明を受けた。

2. まとめ

西会津町の子育て支援については、認定こども園などの施設整備や子育て世帯への経済対策など様々な対策が実施されてきた。新たな子育て支援として例えば、「ファミリー・サポート事業」が挙げられる。会員相互の子育て支援により必要な時に必要な支援を受けられる仕組みが必要である。また、本町では、キッズランド芝草があるが、空間作りや親子のコミュニケーションづくりなど学ぶべきものが多いと考える。NPO法人ロータスの運営理念でもある「子どもたちの笑顔を守るために、すべてのお母さんを一人にしない、孤立させない地域社会をつくる」という考えは、本町の子育て支援の場でも求められるものである。



集落支援について

1. 調査内容

(1) 集落支援の現状について

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

集落支援員制度は、過疎化、人口減少が著しく、また高齢化率が80%を越える集落に対して支援を行う制度である。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊（集落支援担当）1名が、対象集落のうち派遣を希望する地域で活動をしている。平成23年度に集落支援員が設置されてから、人口減少と高齢化による集落の変化や集落機能の低下による地域への影響について説明を受けた。

設「結」の運営、集落の教科書づくりや奥川地域づくり協議会の取り組みについて説明を受けた。

2. まとめ

集落支援事業では、定期的に集落を訪問し、住民の見守りや人足作業、伝統行事などの継続、企業や大学生等をはじめとする交流人口・関係人口拡大に取り組んでいる。住民との対話を重視しながら集落と町を繋ぐ役割を果たしている。今後、本町においても人口減少や高齢化による集落運営の深刻化が予

想されることから、集落支援員の募集や増員の必要性、交流人口・関係人口の増加、ボランティア等の受け入れ、住民意識の醸成など集落支援のあり方を確立していく必要がある。集落の意思を尊重しながら無理に押し進めることなく、また支援活動をサポートする地元世話人的役割の人材も必要と考えられる。

(2) 活動実績について

近年における活動実績として、中町自治区屋号マップの作成や西会津町集落支援拠点施

設「結」の運営、集落の教科書づくりや奥川地域づくり協議会の取り組みについて説明を受けた。

設「結」の運営、集落の教科書づくりや奥川地域づくり協議会の取り組みについて説明を受けた。



経済常任委員会 管内行政調査報告

下小島ライスセンターについて

1. 調査の目的

本町においては、農業は基幹産業として大きな割合を占めており、特にお米はふるさと納税の返礼品としても人気があり、今後も需要が見込まれている。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足などが深刻な問題となっている。そんな中、下小島自治区において、農事組合法人下小島アグリコーポレーションが設立され、下小島ライスセンターが令和4年度に国・町の補助のもとに建設された。使用する機械や施設の規模や事業計画は、今後の西会津町における農業のモデル

ケースになることも見込まれることから、視察調査を行った。

2. 調査概要

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業

【施設内部整備】

乾燥機1台、粃摺機1台、袋詰計量器1台
汎用粗選機1台
・整備費

6,454,000円

・国庫補助金（産地生産基盤パワーアップ事業）
3,227,000円

（補助率 1/2）

・町補助金（農林業振興事業補助金）

1,613,000円
（補助率 1/4）

・自己資金

2,260,000円

【機械整備】

コンバイン1台、田植機1台
・整備費

1,363,600円

・国庫補助金（産地生産基盤パワーアップ事業）
6,817,000円
（補助率 1/2）

（補助率 1/2）

・町補助金（農林業振興事業補助金）
3,409,000円
（補助率 1/4）

（補助率 1/4）

4,774,000円
・自己資金

(2) 農事組合法人下小島アグリコーポレーションの状況

シヨンの状況

・ 昨年の耕作面積は、主食用米17町歩、飼料用米、加工用米等

6町歩の計23町歩を耕作した。

・ 現在、組合員4名と従業員2名で構成されている。

3. まとめ

下小島ライスセンターの施設は、これからも増える水稲の耕作に対応できるように、設備を増設できる余剰スペースを確保している。また、施設の拡張も可能な敷地面積を有しており、将来を見据えた設計となっている。新たな販路の確保や耕作面積が増えることによる人員確保が今後の課題となるが、西会津町における農業のモデルケースとして、今後も期待する。



令和4年8月3日豪雨災害の復旧状況について

1. 調査の目的

昨年8月3日から4日の豪雨によって、農地や林道等に甚大な被害を受けた。そこで、被害の大きかった奥川地区を中心に、農地被害（向原、道目）、町道被害（下松）、水道施設被害（向原）の復旧の状況について確認を行った。

2. まとめ

概ね今年度に竣工するとのことであるが、できるだけ早い工事完了を期待する。また、農地は工事完了後であっても、可能な範囲で受益者の方々に寄り添ったかたちで、よりよい営農ができるよう努められた。



鳥獣害対策について

1. 調査の目的

西会津町では、有害鳥獣（イノシシ・サル・クマ・シカ）による農作物への被害が甚大である。特に山間部の水田ではイノシシによる農地の踏み荒らしや水路・農道の掘り起こしによる被害が深刻化している。こうした被害を防ぐ為、町が取り組む電気柵による被害対策と箱罠による捕

獲状況について調査を行った。

2. 調査概要

電気柵設置と箱罠設置状況についての確認は牧・掘越地区で実施した。当地区は集落による取り組みで団地化した圃場全体を電気柵で囲い被害防止に取り組み効果が見られる。・用排水路のU字溝からの侵入対策

3. まとめ

集落による電気柵設置への取り組みは、有害鳥獣の対策として効果が見られる。設置費用には国・町の補助を活用し、自己負担の軽減となっている。また、設置の際も町の有害鳥獣対策担当が設置状況を確認し、最適な設置環境になるようサポートを行うことにより、負担軽減にもつながっている。

今後、耕作者の高齢化や人口減少によって、維持管理が難しくなる集落について対策の検討が必要である。

鳥獣解体処理施設について

1. 調査の目的

本町では、大型獣捕獲後の埋設処理対策が課題であった。これまでは、捕獲後、大きな穴を掘って埋設する方法と解体処理をして小さくした後、喜多方市の施設で焼却する方法があるが、人力での掘削による負担や猟友会員の所有する小屋での解体処理など、猟友会員に大きな負担となっていた。

このようなことから解体処理にかかる負担の軽減など、本施設の利用状況と今後の運用方法を調査した。

2. 調査概要

西会津町有害鳥獣解体処理施設は、大型獣捕獲後の埋設処理対策の課題を解決するべく町が設置した施設で、

でも対応出来る施設であることが確認できた。

3. まとめ

有害鳥獣対策として、防除・捕獲から解体処理まで一体として考える必要があることを実感した。また、集落による取り組みも重要なポイントであり、農林振興課（有害鳥獣対策担当）との一層の連携を望むものである。



議会の動き

左記の写真は令和4年度決算勉強会の様子です。放送される決算本会議の前に、町側担当課から説明を受けま



す。その後、議会側から決算内容の質疑を行い、細部へのチェックを行います。ケーブルテレビで町民の皆さんに放送されるのは、この勉強会が終わった後になります。



また、右側の写真は磐梯町での議員研修会の様子です。磐梯町の研修では、耶麻地区の町村議員が「地方自治と自治体・議会のデジタル化」について講演を受けました。また、下の写真は東京で行われた広報分科会の研修の様子です。研修では

また、右側の写真は議会だより作成での注重点や、町民の皆さんに親しんでもらえる議会だよりの作り方について講習を受けました。

最後に、広報分科会がより良い、広報誌を作るために、今後も研修会に参加していきま



この度、広報分科会会長を仰せつかった秦 貞継です。私の広報担当は四年ぶりとなりました。議会だよりもこれまで様々な工夫を重ね、町民の皆様に親しんでもらえるよう努力をしてきました。

議会だよりは、議会の情報発信の手段として重要な役割を担っています。町民の皆様視点に立ち、より親しんでいただける議会だより作成を目指し、議員一同頑張りしたいと思います。

秦 貞継

編集後記

にしあいづ議会だより

No. 163

発行 福島県西会津町議会
編集 広報広聴常任委員会

〒969-4495 福島県耶麻郡西会津町野沢
字下小屋上233008
☎0241(45)4537
e-mail gikai@town.nishiaizu.fukushima.jp

編集委員(広報分科会)

分科会長 秦 貞継
副分科会長 小林 雅弘
委員 荒海 正人
委員 長谷川 正
委員 仲川 久人
委員 紫藤眞理子